

寒川町消防本部訓令第2号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町消防救急無線電話装置保守管理運用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年1月19日

寒川町消防長 亀 山 浩

## 寒川町消防救急無線電話装置保守管理運用規程を廃止する訓令

寒川町消防救急無線電話装置保守管理運用規程(昭和60年寒川町消防本部訓令第1号)は、廃止する。

### 附 則

この訓令は、平成28年2月15日から施行する。